

## 東京2025世界陸上競技選手権大会に係る協力に関する協定書

一般財団法人東京2025世界陸上財団（以下「甲」という。）、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「乙」という。）、株式会社TBSテレビ（以下「丙」という。）及び東京都（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、令和7（2025）年9月13日から同月21日までに行われる、東京2025世界陸上競技選手権大会（以下「本大会」という。）の成功及びフルスタジアムの実現に向け、甲、乙、丙及び丁がそれぞれの資源及び実績等を活用して気運醸成等の取組を進め、その成果を世界陸上の価値向上、陸上競技の普及・発展及び東京のプレゼンス向上につなげていくため、相互に連携・協力体制を構築することを目的とする。

### （気運醸成等の協力）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、本大会に関連して行う気運醸成を始めとした各種の取組の実施に当たり、相互に連携・協力を図るものとし、詳細については協議の上、別途合意するものとする。

### （用途指定）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、気運醸成等の目的で制作した媒体を、甲乙丙丁があらかじめ掲出に当たり協議して決定した用途以外に利用してはならない。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8（2026）年3月31日までとする。  
なお、有効期間は甲乙丙丁協議合意の上、変更できるものとする。

### （解約）

第5条 本協定は、甲乙丙丁協議合意の上、解約できるものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において取得した秘密情報その他関連情報（個人情報を除く。）について、法令上の要請がある場合を除いて、他の当事者の書面による事前の承諾なくして、本協定の有効期間を問わず、第三者に開示・漏えいをしてはならない。

### （個人情報）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において取得した個人情報について厳重に管理するものとし、本協定の有効期間を問わず、第三者に開示・漏えいせず、また、事前に通知公表した目的以外に使用しない等、個人情報保護に関する法令に従うものとする。

### （名称等の変更）

第8条 甲、乙、丙又は丁の組織名称及び法人格等（以下「名称等」という。）に変更が生じた場合は、相手方にその旨を通知することとし、当該通知を受けた甲、乙、丙及び丁がその内容を承諾の上、これを相手方に通知することにより、本協定に記載する名称等を変更後の名称等に読み替えることができる。

(補則)

第9条 本協定の条項の解釈に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議合意の上、定めるものとする。

以上、本協定を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各々1通を保有する。

令和6(2024)年3月28日

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

甲 一般財団法人東京2025世界陸上財団  
事務総長 武市 敬

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

乙 公益財団法人日本陸上競技連盟  
専務理事 田崎 博道

東京都港区赤坂五丁目3番6号

丙 株式会社TBSテレビスポーツ局  
局長 菅原 興二

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

丁 東京都生活文化スポーツ局  
局長 横山 英樹